

(別紙 1)

## 仕 様 書

### 1 契約の種別

単価契約（1 トン当たり単価）

### 2 件名

令和 8 年度第 2 期 古紙の有償売却（響・プラザ）

### 3 内容

下関市（以下「甲」という。）は、次に掲げる古紙等（以下「再生資源」という。）を有償にて買受者（以下「乙」という。）に売却する。

- (1) 豊浦地区と豊北地区における分別収集又は直接搬入により、クリーンセンター響に集められた新聞紙・雑誌類等およびダンボールの混合物（以下「響分」という。）。
- (2) 下関市リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）処理棟に搬入されたダンボールとその他（図書・雑誌類、紙装製容器包、雑紙等）に概ね選別された状態の古紙等（以下「プラザ分」という。）。（多くは甲所有の「フレキシブルコンテナバック（以下「フレコン」という。）」に入れて保管されている。また、乙がフレコン等保管容器を事前に用意し、甲に無償で貸与することも可能とする。）

乙は、売却された再生資源を再生のための資源として、適切に処理すること。

なお、乙は、この契約の履行に当たり、別紙 2 特記仕様書（環境編簡易）の各項目を遵守すること。

### 4 引渡期間

令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

### 5 推定引渡重量

(1) 響分 1 2 6 トン

(2) プラザ分 1 トン

合 計 1 2 7 トン とする

なお、この重量は売却重量を保証するものではない。

### 6 引渡場所

(1) 響分 下関市内（この契約が成立した場所）

ア 施設は旧下関地区にあること。なお、施設の分散は不可とする。

イ 計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に適合した計量機が設置されていること。

(2) プラザ分 下関市リサイクルプラザ（下関市古屋町一丁目 1 8 番 1 号）処理棟ストックヤード

ア 乙は、再生資源を安全に積込み及び搬出できる車両を使用すること。

イ 上記車両については、プラザ処理棟で対応可能な寸法の車両を使用すること。

## 7 引渡日時及び頻度

### (1) 響分

甲は、甲の保有するダンプトラック等により、再生資源を乙が保有する施設に搬入し、乙に引渡すものとする。

引渡日は主に毎週水、木曜日とし、引渡時間は原則として9時から16時までとする。

なお、再生資源を上記曜日以外にも乙に対して事前連絡後、不定期に引渡すこともありうる。

### (2) プラザ分

乙が甲からの要請を受けて、甲の指定する日までに再生資源を引き取りに来るものとする。

車両への積み込みは、プラザ処理棟の運転管理業務委託を受けた者の職員（以下「施設職員」という。）の指示の下、乙が自ら行う。

なお、施設職員による重機での積み込みが可能な状況にある場合、必要に応じ、施設職員が重機を運転して、積み込みに協力する。

再生資源を乙が搬出車両に積載終了した時点をもって、管理責任は乙に移行する。

## 8 計量の方法

### (1) 響分

計量については、クリーンセンター響に設置してある計量法（平成4年法律第51号）に基づく計量機（計量機の最小単位は10キログラム単位。）を使用する。

### (2) プラザ分

計量については、プラザ処理棟に設置してある計量法（平成4年法律第51号）に基づく計量機（計量機の最小単位は10キログラム単位。）を使用する。

## 9 引渡重量の算出方法

### (1) 響分

車両の搬入・搬出時における計2回の計量により、得られた重量の差（正味重量）を再生資源の引渡重量（残渣を含む）とする。

### (2) プラザ分

車両の搬入・搬出時における計2回の計量により、得られた重量の差（正味重量）を再生資源の引渡重量（残渣を含む）とする。

なお、再生資源を保管する容器ごと搬出する場合、正味重量から保管容器の重量（甲所有のベージュ色フレコンの場合、1フレコン当たり2キログラムとする。なお、その他の容器類の場合は、甲の職員及び乙立会いの上、容器類の計量を行い、計量で得られた重量を基に協議をして、調整方法を決定する。ただし、2回目以降同型容器を使用する場合は、協議して、調整方法を決定する。）を除いたものを再生資源の引渡重量（残渣を含む）とする。

## 1 0 所有権の移転

### (1) 響分

再生資源の所有権は、甲が乙の施設へ再生資源を搬入し計量を終えたときをもって甲から乙に移転するものとする。

### (2) プラザ分

再生資源の所有権は、再生資源を運搬車両に積込み計量を終えたときをもって甲から乙に移転するものとする。

## 1 1 買取り代金の支払等

再生資源の買取り代金（以下「代金」という。）は、月ごとに算出するものとし、落札単価（以下「買取り単価」という。）に引渡しを受けた再生資源の重量を乗じて得た額に1.1を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた金額）とする。

そして、乙は、甲の発行する納入通知書により代金を甲の指定する日（以下「指定日」という。）までに下関市指定金融機関、下関市指定代理金融機関又は下関市収納代理金融機関に納入するものとする。

なお、当該契約期間内の買取り単価の変更は行わないものとする。

また、乙が指定日までに代金を完納しなかったときは、当該指定日の翌日から未支払金額を納入する日までの期間の日数に応じ、当該未支払金額に年3パーセントの割合を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた金額）を遅延利息として甲に支払わなければならない。

この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

## 1 2 買取り後の再生資源の取扱い及び報告

(1) 乙は、買取った再生資源を再生のための資源として、日本国内の自ら又は提携先・売却先等の施設において、響・プラザの古紙ごとに適正に処理（選別及び圧縮梱包等）した結果を集計したもの（引渡月ごとに新聞紙、雑誌類、ダンボール、紙製容器包装及び残渣などの種別ごとに集計）を引渡月の翌月以降の甲指定日までに下関市環境部環境施設課管理係（以下「管理係」という。）へ報告すること。

(2) 乙は、買取り又は処理後の再生資源を適正な方法で、輸送すること。

(3) 再生資源処理過程での残渣等の発生物については、乙の負担及び責任により、法律に基づき適正に処理し、処理年月日、処理重量及び処理場所について、処理日の属する月の翌月以降の甲指定日まで管理係へ書面にて報告すること。

(4) 前述の報告に関する様式は任意のものとし、その作成費用は 全て乙の負担とする。

## 1 3 その他

(1) 乙は、労働安全衛生法等関連法令を遵守した上で責任を持って労務管理し、甲に対し一切の責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。

(2) 乙は、事故、災害及びトラブル等が発生した場合、又は契約履行上支障が生じるような事態が起きた場合には、速やかに甲へ報告すること。

(3) 再生資源の積込み及びその運搬は、乙の責任の下で行うものとする。

(4) この仕様書に定めのない事項及び細目については、甲乙の双方協議の上で定めるものとする。